

平成20年第2回 福島町議会定例会

議会提出議案説明資料

発議第1号関係

○福島町議会基本条例の制定について…………… P 1

発議第 1 号関係

福島町議会基本条例の制定について

1. 提案の理由

平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行後の地方分権の進展や国の三位一体改革による地方財政の構造的変化等に対応したまちづくりを進める必要があることから、町民・議会・行政の役割と責任、まちづくりや行政の基本ルールを明らかにし、それぞれの役割を自覚し協働して住民自治の実現を図るため、町の最上位の条例と位置付けされるまちづくり基本条例が提案されました。

二元代表民主制の一方である議会として、まちづくり基本条例での議会の部分については基本理念にとどまっていることから、議会規範の最上位の条例として議会基本条例を提案するものです。

2. 条例の概要について

条例は前文と本則の 29 条で構成されています。その概要は福島町議会基本条例と逐条解説（別紙）のとおりです。

3. 施行期日 平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

福島町議会基本条例の逐条解説

前文

福島町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される福島町議会と福島町長は、二元代表民主制の下で、合議制、独任制という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政を運営する。

議会は、「議会の主役は議員」、「住民が参画（協働）する議会」、「変化を恐れない議会」と三つの視点で「気がついた事から」、「できる事から」一歩ずつ改革を積み上げ、期待される「開かれた議会」づくりを進めてきました。

過疎、少子高齢化が加速する現状の中で、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すこととなります。「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。

議会は、憲法・地方自治法を遵守し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」における議会・議員の役割と責務に基づき、

- 一、 町民と議会の協働・情報共有
- 一、 町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- 一、 町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議
- 一、 議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- 一、 公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

を本条例に定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府としての議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取り組みを行い、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第1条の解説

執行機関（町長等）と議会の運営目的は、真に一つだけの「豊かなまちづくりの実現」であり、この目的の中で、議会側として具体的に目的を達成するためにこれまでの取り組みを確認して、3つの基本事項の柱を立てて明文化して進めることを規定しました。

第2章 議会・議員の使命と政治倫理

(議会・議員の使命)

第2条 議会・議員は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。

第2条の解説

自治体が、地方分権の究極に求められている「地方政府」を構築する重要な観点は、二元代表民主制の充実です。執行権を持つ町長は、分権改革による自治の強化を受け、さらに町民の自治の拡充に向けた町民参加施策を展開して、積極的な行政運営の転換を図っています。一方の議会・議員の役割は、地方自治法の制度として理解しにくく、必ずしもその使命を十分果たしてきたとは言えないことから、議会・議員が政策をめぐる関わる基本的な事項とその使命を明確に規定しました。

(通年議会)

第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議規則（昭和62年規則第2号）で定める。

第3条の解説

第2条の議会と議員の使命を果たすために、これまで会期に制約されてきた活動を1年間とする通年議会として、位置づけることを規定しました。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、町民全体の代表者として二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。

2 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例（平成20年条例第15号）で定める。

第4条の解説

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純でないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしないことを規定しました。

第3章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める会議規則の内容を継続的に見直す。

3 議会は、委員外議員の制限規定を廃止し、多様な討議を展開して委員外議員を含めた委員会活動の充実強化を図る。

4 議会は、ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供する。

5 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供し、傍聴者の意見を聴く機会を設けるなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営をする。

6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由・再開の時刻を傍聴者に説明する。

7 傍聴に関し必要な事項は、福島町議会傍聴規則（平成16年規則第1号）で定める。

第5条の解説

議会の活動原則を、次のとおり6項目規定しました。

- ①町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会
- ②議会の活動原則を担保するため、継続して会議規則を見直す
- ③少人数の委員会の活性と討議の充実を図る委員会活動の強化
- ④各種会議の資料の事前公開
- ⑤傍聴者への資料提供と意見聴取等、傍聴意欲の高揚
- ⑥規律ある議会の開催

(議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。

- 2 議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をする。
- 3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をする。

第6条の解説

議員の活動原則を、次のとおり3項目規定しました。

- ①議会は、言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、役割を果たすため十分に議員間で討議をする。
- ②町政の課題について、町民の意見等を把握し、資質向上に努め、自ら立候補して町民に選ばれた議員としてふさわしい活動をする。
- ③個別な事案の対応だけでなく、町政を総合的にとらえた活動をする。

第4章 町民と議会の協働

(町民参加・町民との協働)

第7条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等すべての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちいつでも参加できるよう運営する。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。
- 4 議会は、請願・陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会・議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働を目指して、政策提案の拡大を図る。
- 6 議会は、町民に対し、各議員の選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。
- 7 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める。
- 8 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

第7条の解説

町民の参加と協働の取り組みを、次のとおり8項目規定しました。

- ①町民に対し議会の活動を徹底して公開し、説明責任を果たすとともに、互いに情報を共有する。
- ②議会の会議は基本的にすべて公開して、町民が参加できる議会運営にする。
- ③議会の調査や審査等においては、参考人・公聴会制度の活用や町民の専門家や学識経験者などの意見等を踏まえた運営を図る。
- ④請願や陳情を、議会が見逃していた事案としてとらえて、町民からの政策提言と位置付け、内容を聴く機会を設ける。
- ⑤議会は町民や町民の団体などと意見交換を行い、政策能力を高めて町民と議会が協働して政策提案する。
- ⑥議会は、選挙公報等の実現性や議案に対する議員個々の採決態度などを議会広報などで公表し、町民が議員の活動を評価できる情報の提供する。
- ⑦議会に多数の町民が参加できるように、夜間や休日等に会議を開くようにする。
- ⑧町民の参加と連携を高めるため少なくとも1年に一回以上議会報告会を開催して、意見を聴き、それを議会活動に反映させる。

第5章 町長等と善政競争する議会

(町長等と議会・議員の関係)

第8条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識して、町政を運営する。

- 2 議会のすべての会議における議員と町長等執行機関との質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にして一定の方向性を見いだすため、回数・時間などを制限しない一問一答の方式で行う。
- 3 議会・議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等の討議による善政競争を展開する。
- 4 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、議会（質問議員）に対して事前に答弁書を提出する。
- 5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。
- 6 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。

第8条の解説

町長・執行機関と議会・議員の関係、いわゆる二元代表民主制を充実して、真の目的である「豊かな福島町を築く」ための事項を、次のとおり6項目規定しました。

- ①町長と議員は互いに町民から選挙されますが、国の議院内閣制とは違う町長の独任制と議会の合議制の特性を活かして、地方自治を充実させるため、町政の課題となる政策等をめぐって、町民のための善い政治について、ある時は競い合い、ある時は協力して取り組む。

- ②議会のすべての会議は、目的を達成する必要性を強く認識して、質疑応答の回数や時間の制限をしない一問一答の方式で行う。
- ③議会・議員は、一般質問などに当たっては、目的を十分認識して、単に町長等に対する質問に終わることなく、善政競争を目標とした、政策提言となるような討議を展開する。
- ④一般質問の通告制は、議長に対して行われるものですが、事前に町長等に質問の要旨を通知して、討議の充実等を図るため1回目の答弁要旨を事前に議長を経由して質問者に配布する。運用については、都道府県議会等で指摘されているような「事前の答弁調整」となり、議会が形骸化することにならないようにする。
- ⑤議員は、この条例の根幹をなしている二元代表民主制の趣旨を理解して、各種の法律で規定する以外は、町長等の付属機関等の委員等には就任しない。
- ⑥議会の会議の中で、町長や職員は議員の質問に対して論点や争点が見いだせない場合など、議論を深め両者が切磋琢磨するために反問をすることができる。議員が反問にしっかり対応できるよう、研さんに努める事の意味も込められている。

(町長による政策形成過程等の説明)

第9条 町長は、議会に政策等（計画、事業等）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出するよう努める。

- (1) 政策等の発生源
 - (2) 検討した他の政策等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議を行う。

第9条の解説

- ①町長に対して、議員が政策の適否を適正に判断できる資料の提供を7項目規定しました。
- ②議会は、政策等の審議においては論点や争点を明示して、事業等の執行後による政策評価の基礎となるようにすることを規定しました。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第10条 町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別・事業別の政策説明資料を提出する。

- 2 町長は、決算審査にあたって執行方針・予算等に基づいて行う行政評価・事務事業評価について、説明資料を付して提出する。

第10条の解説

- ①町長は、9条の政策等の提案と同様に、予算や決算の提案についても政策等の説明資料を提出することを規定しました。
- ②町長は、決算審査にあたっては、行政評価や事業評価の説明資料をつけるように規定しました。

(議決事件の拡大)

第 11 条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、自治法第 9 6 条第 2 項の議会の議決事件について、次のとおり定める。

- (1) 福島町総合計画
- (2) 福島町都市計画
- (3) 福島町住宅マスタープラン
- (4) 福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 福島町次世代育成支援行動計画
- (6) 福島町自立プラン
- (7) 福島町地域防災計画
- (8) 福島町過疎地域自立促進市町村計画
- (9) 福島町森林整備事業計画
- (10) 福島町農業振興地域整備計画
- (11) 福島地域マリンビジョン計画

第 11 条の解説

地方自治法の 96 条第 1 項では、議会で最低限決めなければ(議決)ならない事項を規定していますが、第 2 項では、それら以外に重要なものは条例により決められることができるという規定になっています。福島町の主要な計画を議会で決めることと規定して、提案する町長等に一方的に重責を負わせることなく、議決をすることにより、議会・議員も公平に責任を分担するという視点で 11 項目を規定しました。

なお、各計画の事業費等については、計画額と言う観点でとらえるものとししました。

(文書質問)

第 12 条 議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問をすることができる。

2 文書質問について必要な事項は、会議規則で定める。

第 12 条の解説

議員は、通年議会制度を積極的に活用して、休会中においても適切に主体的で機動的な議員活動を行うため、次の会議を待つことなく議長を経由して文書で質問し、回答を受けることを規定しました。

第 6 章 適正な議会機能

(適正な議会費の確立)

第 13 条 議会は、議会費について、町長との二代表民主制の一方としての立場から、町長と協議して一定の標準率などにより、適正な議会活動費の確立を目指す。

- 2 議会は、議長交際費を含めて、議会費の使途等を議会だより、議会ホームページなどにより町民に公表する。

第13条の解説

- ①すべての経費は安価な方が良いのは、世の中の道理ですが、分権時代を担う自治体、議会のあり方や町の将来を真剣に考えるとき、古くは議員が地域の名士などによる名誉職的な存在の時代もありましたし、合併破たんや地方交付税の減額などにより現在町では自立プランによる財政の健全化を重点とした施策を展開していますが、期待される適切な議会活動をする費用はどのくらいが妥当なのかを、比較、判断（検討）できる資料を示し適正な議会費の確立を期すことを規定しました。
- ②適正な議会費を担保するためにも、議会費のすべてを町民に公表することを規定しました。

（議員定数・歳費）

第14条 議員定数・歳費は、それぞれ福島町議会会議条例、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例第19号）で定める。

- 2 前項に規定する議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例には、適正な歳費の確立を期すため、歳費の標準率（額）・歳費額を示す。
- 3 議員定数・歳費の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関連して町民の意見を聴取するため、参考人制度・公聴会制度を十分に活用し、適正な議員定数・歳費の確立を期す。
- 4 議員定数・歳費の改正については、自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。

第14条の解説

- ①議員の定数は、福島町議会条例（会議の基本的に重要なものを新たに制定する予定）で定め、歳費については、「議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例」でそれぞれ定めることを規定しました。
- ②13条の適正な議会費の確立と同様の考え方に立ち、議会費の大部分を占める議員定数や議員の歳費の問題を、比較、検討できる資料を示し適正な定数や歳費の確立を期すことを規定しました。
- ③議員定数と歳費については、行財政改革の視点でなく、合議制の機関である議会の機能を十分果たす役割を認識して、町民などの意見を踏まえた議員定数や歳費の確立をしなければならないことを規定しました。
- ④議員定数と議員の歳費の改正については、改正の理由を付けて必ず議員が提案しなければならない規定としました。なお、町民の直接請求の場合は地方自治法の規定により町長の意見や議会での審議で請求者から意見を述べる機会があるので除外しました。

（議員研修の充実強化）

第15条 議会は、議員の政策形成・立案能力等の向上を図るため、別に定める福島町議会議員研修条例（平成20年条例第9号）に基づき議員研修を実施する。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員活動に活用する議員研修会を積極的に開催する。

第 15 条の解説

- ①議会は、議員の政策形成や立案能力等の資質向上を図るため、「福島町議会議員研修条例」により議員の研修を実施することを規定しました。
- ②議員研修の充実強化と専門家や町民から情報をもらい積極的に研修会を開催することを規定しました。

(政務調査費)

第 16 条 政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める福島町議会政務調査費の交付に関する条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づき議員個人に対して交付する。

- 2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出し、自ら 1 年に 1 回以上、政務調査費による活動状況を町民に公表する。

第 16 条の解説

- ①地方自治法を根拠とする政務調査費を、議員による政策研究や政策提言等が確実に実行されるよう、「福島町議会政務調査費の交付に関する条例」により、必要な議員に対して支払いすることを規定しました。
- ②政務調査費の支払いを受けた議員は、町民等から疑義が持たれないよう証書などの関係書類をつけて議長に報告し、自ら 1 年に 1 回以上政務調査費による活動状況を公表することを規定しました。

(議会白書、議会・議員の評価)

第 17 条 議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を 1 年毎に調製し、議会白書として町民に公表する。

- 2 議会は、議会の活性化に終焉(えん)のないことを常に認識し、議会評価を 1 年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する。
- 3 議員は、複数の町民の代表者を擁する議会の一員をなしていることから、多様な議員活動の評価については、自己評価として 1 年ごとに町民に公表する。
- 4 議会白書、議会の評価、議員の評価に関する必要な事項は、福島町議会運営基準（平成 13 年議会基準第 1 号）で定める。

第 17 条の解説

- ①議会の活動評価等を「議会の白書」として、1 年毎に公表することを規定しました。
- ②議会活動の評価を 1 年毎に公表することを規定しました。
- ③議員活動の評価を自己評価として 1 年ごとに公表することを規定しました。

(議長・副議長志願者の所信表明)

第 18 条 議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、二元代表民主制の議会の責務を強く認識して、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。

第 18 条の解説

議員の任期満了による改選後などに、議長や副議長を選出する際は、今後の議会活動の方針を明確にすることや、議会の透明性を強化してこの条例の根幹である「二元代表民主制」の議会の責務を認識して町民との協働のまちづくりを進めるため、そのリーダー等となる議長・副議長の選出(選挙)の際には、事前にそれぞれの職を志す者に所信を表明する機会を設けることを規定しました。

地方自治法での議長・副議長の選出については、立候補の制度はなく、全議員が候補者となるものですが、前述の目的を達成するために立候補制を導入しました。

法的には、選挙の結果、立候補を表明しない議員が選出された場合、立候補の如何に関わらず選出された議員が議長・副議長となります。

(議会広報の充実)

第 19 条 議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知する。

2 議会は、情報通信技術 (ICT) の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つ議会広報活動を行う。

第 19 条の解説

①議会は、町政全般にわたる論点や争点を、独自の視点で町民に対して周知することを規定しました。

②第 1 項の情報を、インターネット等の多様な手段により、多くの町民が町政に関心を持つような議会の広報活動を行うことを規定しました。

(附属機関の設置)

第 20 条 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査・調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置する。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の附属機関に、議員を構成員として加える。

3 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第 20 条の解説

①議会が町政の課題等に関する審査や調査をするときは、必要によって議会の付属機関を設置することを規定しました。

②議会の付属機関には、必要に応じ議員を構成員とすることを規定しました。

(議会事務局の体制整備)

第 21 条 議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮す

る。

第 21 条の解説

議会や議員の活動を支えるため、議会事務局の調査や法務機能などの資質等の向上を強化することを規定しました。課題としては、職員数の問題（経費）があり、執行機関の職員を兼務するなどの対応を考慮することを規定しました。

（議会図書室の充実、公開）

第 22 条 議会は、図書室に、自治法第 100 条の規定による官報、広報、刊行物のほか、次の図書等を保管し、議員のみならず、町民、町職員の利用に供する。

- （1）予算・決算資料
- （2）福島町の各種計画書
- （3）町広報
- （4）議会だより
- （5）その他必要な図書及び資料

第 22 条の解説

議会は、地方自治法第 100 条第 17 項に規定している「議会図書室の設置」とその保管書類の義務は当然であります。それ以外に議会・議員活動に資するため、町の重要な資料等を保管し、議員だけでなく、町民や職員の利用も推進することを規定しました。

第 7 章 会議の運営

（自由討議による合意形成）

第 23 条 議会は、議員による討議（討論）の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。

2 議員は、前項による議員相互の自由討議を拡大し、政策・条例・意見等の議案提出を積極的に行う。

第 23 条の解説

- ①議会は、合議制の役割を十分に果たすために、議員による討議が重要であることから、基本的に全ての会議に出席する町長や職員の説明員を最小限にして、少数意見を尊重しながら合意形成を行い、町民に対する議会としての説明責任を果たすことを規定しました。
- ②第 1 項の目的を達成するため、議員それぞれの役割として自由討議の拡大と議員による議案提出を積極的に行うことを規定しました。

(委員会の活動)

第 24 条 議会は、委員会の運営に当たって、資料等を積極的に事前公開し、町民に分かりやすい議論を行う。

- 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を自ら作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、責任をもって質疑に対する答弁を行う。

第 24 条の解説

- ①議会は、委員会の資料等を積極的に議会ホームページなどで事前公開し、町民にわかりやすい議論を行うことを規定しました。
- ②委員長は、議員等の自由討議による合意形成に努め、自ら報告書を作成し、報告については、論点や争点などを明確にして質疑に対する答弁を行うことを規定しました。

(開かれた活動的な議会の推進)

第 25 条 議会は、町民の代表機関として、町政の諸課題に柔軟に対処し、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営とすべての議会の会議等の連携により機動力を高めアクティブ型議会を推進する。

- 2 議会は、広報・広聴常任委員会を町民との協働のまちづくりを目指す討議の場ととらえ、地域の課題、行政の政策課題、基本構想・基本計画、予算、条例などについて、町民と情報を共有し、自由に意見交換する。

第 25 条の解説

- ①社会経済情勢等によって新たに生じる行政課題等について、適切・迅速に対応するため、議会の全ての会議等の連携により主導的・機動的な議会を推進することを規定しました。
- ②広報・広聴常任委員会は、その活動を「町民との協働のまちづくりを目指す討議の場」ととらえて、課題や町の主要計画などについて情報を共有して、自由に意見交換をすることを規定しました。

第 8 章 条例の位置づけと見直し手続き

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会の最高規範であって、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する憲法、法律、他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念・原則に照らして判断する。

第 26 条の解説

- ①議会基本条例は、福島町の憲法と位置付けるものであり、これに違反する他の条例や規則などを制定できないことを規定しました。
- ②議会に関して、憲法や法律などを解釈して運用する場合は、この議会基本条例の理念や原則に基づいて判断することを規定しました。

(議会・議員の責務)

第 27 条 議会・議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たす。

第 27 条の解説

議会と議員は、議会基本条例の理念や原則と、この条例に基づいて制定される条例や規則などを守り、町民を代表する合議制の機関として、その責任を果たすことを規定しました。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討する。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、厳格にして慎重な意思決定を期待する特別多数議決の趣旨を尊重し、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を詳しく説明する。

第 28 条の解説

①議会は、任期の初めに、議会基本条例の目的が達成されているかなどの検討をすることを規定しました。この検討は、新しくなった議員にとって、この条例をしっかりと理解してもらう機会ともなります。

②検討の結果、条例改正が必要な場合は、一人でも多くの議員の合意形成によって措置することを規定しました。町の憲法である議会基本条例の改正にあつては、過半数よりさらに厳しい、「特別多数議決」での対応を規定したいところではありますが、現行の地方自治法では、認められていませんので、趣旨を尊重して一人でも多くの合意形成を行うことを規定しました。

③町の憲法である、重要な議会基本条例を改正する際は、どんな場合でもその理由や背景等を詳しく説明しなければならないことを規定しました。

(条例のつくり)

第 29 条 この条例のつくりの根底をなすものは、正確を基本とするとともに、条文をわかりやすくするため、引用文の省略など、条例制定の既定の手法を改善するものとする。

2 条項の規定を一層明確にするため、受動的・間接的な表現を能動的なものとする。

第 29 条の解説

①条文については、みんなが読みやすくわかりやすいことを基本にしましたので、これまでの条例のような引用文などは省略することを規定しました。

②条文の文言については、「できる」、「しなければならない」「努めなければならない」などの表現を全体により主体性を持つように能動的な表現とすることを規定しました。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。